るものを除く。）で総務大臣が調査した額

D_{15} ＝ 0.012

算式Ⅵ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.285}{563\text{円} \times A}$$

算式Ⅵの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第 40 条第 1 項の規定に基づく都道府県地域防災計画に掲上されている災害危険区域において災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する治山、小規模山地崩壊等の事業の経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、昭和 53 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 20 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 53 年度から昭和 57 年度までの各年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

α　符号 B の額を第 17 条第 3 項の規定によつて算定した当該地方団体の標準財政収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 10,000 を乗じて得た数（以下この号において「財政力係数」という。）に別表第 3 の 11(1)の A に定める当該財政力係数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表の B に定める当該財政力係数の段階に応ずる数値との合計数を当該財政力係数で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該財政力係数が 100 以下のときは 1.000 とする。）

算式Ⅶ

$$\frac{B \times 0.6}{563\text{円} \times A}$$

算式Ⅶの符号

A　測定単位の数値

B　産炭地域開発就労事業、炭鉱離職者緊急就労対策事

るものを除く。）で総務大臣が調査した額

D_{15} ＝ 0.012

算式Ⅵ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.285}{750\text{円} \times A}$$

算式Ⅵの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第 40 条第 1 項の規定に基づく都道府県地域防災計画に掲上されている災害危険区域において災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する治山、小規模山地崩壊等の事業の経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、昭和 53 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 20 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 53 年度から昭和 57 年度までの各年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

α　符号 B の額を第 17 条第 3 項の規定によつて算定した当該地方団体の標準財政収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 10,000 を乗じて得た数（以下この号において「財政力係数」という。）に別表第 3 の 11(1)の A に定める当該財政力係数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表の B に定める当該財政力係数の段階に応ずる数値との合計数を当該財政力係数で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該財政力係数が 100 以下のときは 1.000 とする。）

算式Ⅶ

$$\frac{B \times 0.6}{750\text{円} \times A}$$

算式Ⅶの符号

A　測定単位の数値

B　産炭地域開発就労事業、炭鉱離職者緊急就労対策事